

## 任意継続被保険者資格取得申請上の注意事項

1. あなたがこの申請をするためには、健康保険の加入期間が2カ月以上あることが必要です。
2. 申請には、住民票を添えて、資格喪失の日以後20日以内に必ず手続きをしてください。  
正当な理由がなく20日を経過した場合は、受理しませんのでご注意ください。  
なお、正当な事由とは天災事変・交通・通信関係のストライキ等による場合に限られます。これに該当するときは、備考欄にその事由を記入してください。
3. 加入期間は2年間です。
4. 保険給付や保険料の基礎となる標準報酬月額は、あなたの退職時の標準報酬月額と当健保組合の毎年9月末の全被保険者の平均標準報酬月額に100分の90を乗じた額のいずれか低い標準報酬月額となります。  
(毎年4月に見直しされます。)
5. 保険料は事業主負担分をも含めた金額を納付してください。
6. 保険料は、健保組合から発行する納付書により銀行振込してください。
7. 納付方法は、毎月払い・半年払い・年払いから選択して下さい。  
(毎月払いのみ、自動引落しも可能です。自動引落しの場合は、申込書を金融機関へ提出してから約2ヶ月後からの自動引落し開始となります。)
8. 被扶養者のある方は申請書に「被扶養者(異動)届」を添付してください。

## 任意継続被保険者資格取得申請後の注意事項

次の場合は、手続きのご案内があるため、当健康保険組合に必ず連絡してください。

1. 資格取得後、氏名及び住所が変更したとき。
2. 就職したとき。

※なお資格を喪失した場合、保険証を必ず当健康保険組合あて返還してください。